

仕様書（案）

1 件名

西東京市ひきこもり実態調査業務委託（以下「本業務」という。）

2 調査の目的

西東京市（以下「市」という。）における、ひきこもり状態にある人の生活状況やニーズ、課題等を把握、分析し、今後のひきこもり支援施策等に反映するための基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

受託者社内及び別途市が指定する場所

5 調査の概要

(1) 調査仕様

① 調査の対象

ア 西東京市民：満15歳以上満64歳以下で未婚・非課税者のいる世帯

イ 関係機関等：民生委員、地域福祉コーディネーター、ほっとねっと推進員、ケースワーカー、地域包括支援センター等

ウ 当事者：当市ひきこもり事業参加者とその家族

② 標本数

ア 西東京市民：2,500世帯（無作為抽出）

イ 関係機関等：300人程度

ウ 当事者：10世帯程度

③ 調査方法

ア 配付方法

郵送配付

イ 回答方法

インターネット回答または調査票回答とし、調査対象者がどちらか一方を選択する。

インターネット回答を行うWEBサイトは受託者が構築し、調査票による回答は、対象者が記入済みの調査票を受託者の指定する宛先に直接郵送することとする（料金受取人払郵便）。

- ④ 質問数
西東京市民：30～50 問程度
関係機関等：20 問程度
- ⑤ 回答方法
無記名、選択式（一部記入式）

(2) 主な調査項目

- ① 世帯の基本情報（性別、年齢区分、同居家族等）
- ② ひきこもり状態にある者の人数及びきっかけ・理由
- ③ 生活・経済状態
- ④ 家族関係
- ⑤ 職業意識
- ⑥ 心配ごとや自己認識
- ⑦ 必要とするサービス
- ⑧ その他必要とする項目

(3) 調査の実施期間

令和 6 年 7 月から 8 月（予定）

6 委託業務内容

(1) 調査項目の設計（令和 6 年 5 月から 6 月（予定））

西東京市民（当事者含む）向けの設問、関係機関等向けの設問をそれぞれ作成する。
調査項目の設計にあたっては、市と受託者が協議の上決定する。

(2) 調査票及び配布・返信用封筒等の作成、印刷

① 調査協力依頼状の作成

対象者向けに配付する本調査への協力依頼の文書を、市と協議の上で作成し、必要部数を印刷する。

なお、調査協力依頼状には、回答用 WEB サイトの URL、QR コード等を印字する。

② 調査票

(1) で設計した調査項目に基づき、調査票を作成し、必要部数を印刷する。

なお、調査票には、整理番号（全世帯個別）を印字する。

③ 配付用・返信用封筒

調査票、発送・返信用封筒の調達及び印刷並びに封入・投函は、受託業者が行う。

調査票等を封入する封筒については、印字内容等を市と調整の上で受託者が作成し、封入

作業を行い、速やかに対象者へ配布を行う。

④ 返信用封筒

返信先の宛名及び料金受取人払郵便の承認番号等に加え、本調査の実施者（市）及び問い合わせ先（地域共生課）を印字する。

⑤ 配付用セットの作成

配付用封筒に1部ずつ調査協力依頼状、市のひきこもり事業チラシ、調査票、返信用封筒（三つ折り）を入れ、配付用セットを作成する。

(3) 回答用 WEB サイトの構築

受託者は、回答用 WEB サイトを構築し、URL 及び QR コードを調査協力依頼状に印字する。

回答用 WEB サイトには、パスワードによるロックをかけ、調査協力依頼状に印字する等、対象者以外の者が回答できないような仕組みとする。

(4) 調査票等の配付・回答（令和6年7月（予定））

(1) ⑤で作成した調査票等配布用セット作成後、速やかに対象者へ発送を行う。

発送先の市民、関係機関等の住所、氏名等は市からデータを提供する。

調査票等の発送及び返信用封筒の受領に係る郵便料については、受託者が負担する。

調査の回答期間は概ね2週間程度とする。

(5) 回答内容のデータ入力等（令和6年7月～8月（予定））

受託者の指定する宛名に返送された調査票（以下、「個票」という）を受領し、インターネット及び個票による回答内容について、データ入力、取りまとめを行う。

入力後、入力者以外の者が入力内容を確認すること。

個票は、データ入力後に市に引き渡すこととする。

(6) 調査結果の集計・分析（令和6年8月～9月（予定））

(6)で作成したデータを基に、クロス集計等・分析を行う。

(7) 報告書の作成（令和6年9月～10月（予定））

調査の結果と分析をまとめ、調査全体の考察を含めた報告書を作成する。

報告書には、次の項目を掲載することとし、掲載内容や体裁等については、市と調整しながら作成する。

① 調査の概要

② 定義

③ 調査結果と考察

④ 分析・クロス集計の結果

⑤ 調査票

※ ①～⑤については、グラフ、表、イラスト等を用いて視覚的にわかりやすい形で表すこと。
また、カラーデータを白黒で印刷した場合でも識別できるよう標記を工夫すること。

7 成果品

(1) 受託者は、次に掲げるものを成果品として納品しなければならない。なお、成果品が電子データである場合、CD-R 等に記録して提出する。

① 調査報告書

調査報告書 50 部と電子データ

② 分析データ

単純集計・クロス集計・分析結果報告の電子データ

③ その他

- ・調査に使用した調査協力依頼状、調査票の現物と電子データ
- ・個票原本及び個票の回答内容を入力した入力用データシート (Excel)

(2) 納品場所

西東京市南町五丁目 6 番 13 号 西東京市役所 地域共生課執務室内

8 著作権

受託者は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

9 再委託

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。ただし、業務の軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

10 個人情報の保護

(1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

(2) 受託者は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、次の事項を厳守すること。本業務が終了した後も、同様とする。

① 本業務以外の目的で使用しないこと。

- ② 盗用しないこと。
 - ③ 第三者へ提供しないこと。
 - ④ 本業務以外の目的でデータ等の複写又は複製を行わないこと。
 - ⑤ 市に無断で改変しないこと。
 - ⑥ 市に無断で持ち出さないこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり貸与された個人情報の本業務の終了後、速やかに市に返還すること。ただし、市が別に廃棄等を指示したときは、その指示によること。
- (4) 受託者は、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかに市に報告しなければならない。
- (5) 受託者は、市から委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等の申出があった場合は、応じなければならない。
- (6) 受託者が前各項に掲げる事項に違反した場合は、市は受託者に対して契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

11 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、市と受託者の協議により決定するものとする。
- (2) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。